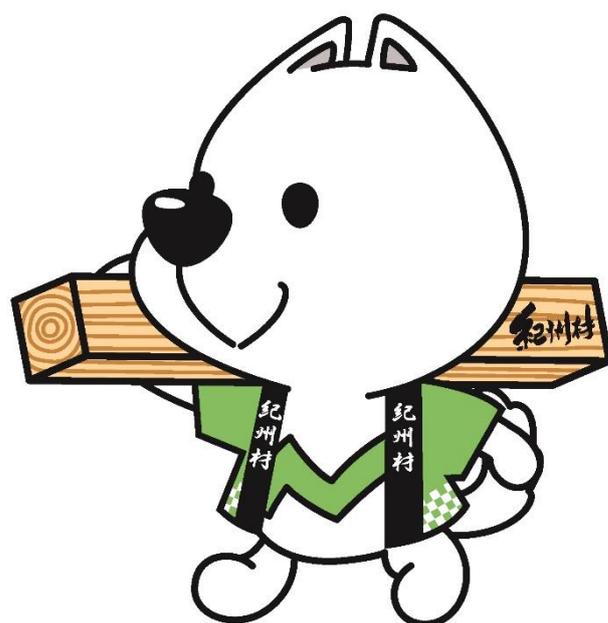


移住推進空き家活用事業補助金
＜ 改 修 ＞
申請マニュアル

令和7年1月
和歌山県地域振興課



目次

1	事業の内容	1
	補助額	
	補助対象地域	
	補助対象者	
	補助対象要件	
	申請等書類の提出する時期	
	申請回数	
2	交付申請から補助金支払いまでの流れ	3
3	補助対象となる改修範囲	4
4	補助要件チェックリスト	5
5	申請書類（記載例）及び添付書類	7
	交付申請	8
	変更交付申請	15
	実績報告	16
	請求	19
6	Q&A	20

1. 事業の内容

(1) 概要

県外から和歌山県内の補助対象地域への移住にあたり、居住を目的として生活するために必要な機能の、一般的な空き家改修・リフォームに対する補助事業

(2) 補助額

改修経費の1/2を補助（上限100万円）

(3) 対象地域

過疎地域に該当する市町村の区域であり、市町村職員等によるワンストップ移住相談員を配置し、受入協議会を設置している地域。

詳細は、県HP「わかやまLIFE」をご覧ください。



わかやまLIFE

(4) 対象者

- ・ 空き家の所有者等で、県外からの移住者と売買又は賃貸借契約を締結した者
- ・ 県外からの移住者で、空き家の所有者等と売買又は賃貸借契約を締結した者

○移住とは

10年以上定住する意思をもって、生活の拠点を県外から県内の市町村に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める転入手続きを行い、住民票が当該市町村におかれている状態にあること。

○移住者とは

【交付申請時に和歌山県内に住民票がない方】

ア 実績報告書の提出時に改修した空き家(A)に住民票を移す予定の者

【交付申請時に和歌山県内に住民票がある方】

イ 改修対象の空き家(A)に住民票を移してから1年以内の者

ウ 改修対象でない住宅(B)に住民票を移してから2年以内の者で、実績報告時に改修した空き家(A)に住民票を移している者

〈表〉

	交付申請時	実績報告時
ア	県内に住民票がない	改修した空き家(A)に住民票を移動
イ	改修対象の空き家(A)に住民票がある	改修した空き家(A)に住民票がある
ウ	改修対象でない住宅(B)に住民票がある	改修した空き家(A)に住民票を移動

1. 事業の内容



わかやま住まいポータルサイト

(5) 補助条件

以下のすべての要件を満たすものであること。

○空き家

- ・わかやま住まいポータルサイトに登録されている居住用の空き家
- ・築20年以上経過している
- ・土砂災害特別警戒区域に所在するものではない
- ・共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するものではない

○契約

- ・売買又は賃貸借契約の締結は、県内事業者（和歌山県内に本店または県内に支店等を有する）が仲介に入ること（無償譲渡・無償賃貸の場合を除く。）
- ・売買又は賃貸借契約締結の前に、既存住宅状況調査を実施すること
- ・3親等内の親族にあるものとの売買又は賃貸借契約ではない
- ・法人又は不動産業若しくはこれに類する業を営む個人事業者と売買又は賃貸借契約を締結する場合ではない

○改修工事

- ・県内事業者に委託すること
- ・申請者自身で行う改修工事（DIYなど）ではない

(6) 申請等書類の提出する時期

○交付申請書類

改修工事に着手する前に申請すること。

※補助金交付決定前に着手された改修工事は補助対象外になります。

※申請にあたっては、既存住宅状況調査の実施及び空き家の売買又は賃貸借契約が必要になります。

※実績報告書の提出期限があるため交付申請する時期は市町村に相談して下さい。

○実績報告書類

補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末（同日が休日に当たる場合は、同日直後の平日の日）までに提出すること。

○請求書

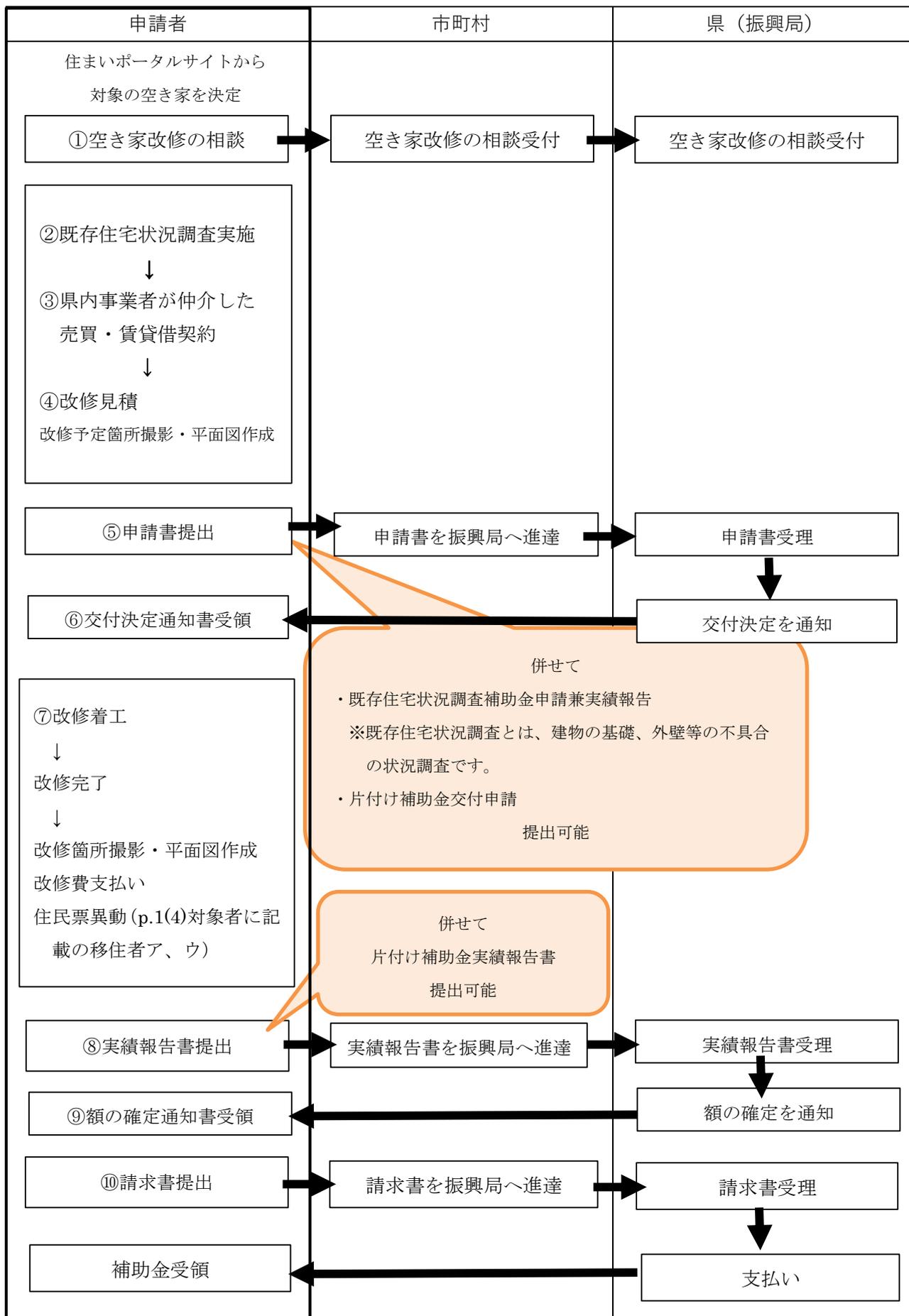
県から額の確定通知書を受け取ったら早急に提出すること。

(7) 申請回数

1 物件あたり 1 回

（ただし、補助金を交付した年度の翌年度を1年目とし、11年目の4月1日以降に、所有者が別の移住者のために改修する場合及び別の移住者が改修する場合は補助対象。）

2. 交付申請から補助金支払いまでの流れ



3. 補助対象となる改修範囲

移住推進空き家活用事業実施要領（令和6年4月1日改正）第6より抜粋

建物工事

工事内容	備考
解体工事（建築物の一部を除却）	建物すべてを解体する場合は対象外。
改築工事（建築物の一部）	建物すべてを改築する場合や増築する場合は対象外。
外壁工事（改修・塗装等）	
ガス設備工事	
基礎・土台・柱・壁・床・屋根等（改修・取替え・葺き替え等）	
給排水衛生設備工事（配管工事等）	敷地内の配管工事、水道引き込み工事等敷地外の工事も対象。
下水道引き込み工事	検査・申請費用は対象外。
浄化槽の設置	
シロアリ被害による工事	傷んだ柱や土台の交換に伴い実施する場合は対象。シロアリ駆除、床下防湿材の設置、薬剤吹付処理等は対象外。
耐震改修工事	
建具（窓・扉）の取替え、新設	
断熱改修工事（床・壁・窓（サッシ）・天井等）	
電気設備工事・配線工事	
内装工事（床、壁、天井の改修、塗装、クロス張替え等）	
排水設備工事	建物内部に限らず、敷地外までの排水設備も対象。
バリアフリー改修工事（段差解消・手摺の設置など）	
防水加工工事	
間取り変更工事（間仕切り壁の設置、床張替え等）	
水回りの改修工事（台所、トイレ、浴室、洗面室）	

※ 建物工事に付帯して工事する場合、対象となるもの

	備考
雨桶	
雨戸	
網戸	
インターホンの設置	建物に設置されるものは対象。建物外（門扉など）に設置されるものは対象外。
ウォシュレットの設置	
カーテンレールの設置	カーテンは家財道具に該当するため対象外。
壁紙の張替え	
換気扇の設置	
給湯器の新設・更新	
照明器具	引っ掛けシーリング等により取り外し可能なものは家電に該当するので対象外。
食器洗い乾燥機	ビルトインタイプのシステムキッチンなどは対象。置いているだけのものは対象外。
造り付け収納等家具工事	
畳の張替え	
天井一体型エアコンの新設・取替工事	一般的な壁掛けタイプは家電であるため対象外。
ビルトインIHコンロ、ガスコンロ	置いているだけのものは対象外。
襖の取替え・張替え	
防音工事	
床暖房システムへの改修工事	

4. 補助要件チェックリスト

○補助対象者（下記のいずれかに該当する）

チェック	要件
空き家の所有者	
<input type="checkbox"/>	改修予定の空き家の所有者であって、移住者と空き家の売買又は賃貸借契約を締結し、10年以上住宅として活用する者である。
移住者	
<input type="checkbox"/>	県外に住民票がある者であって、改修予定の空き家の所有者と売買又は賃貸借契約を締結し、10年以上和歌山県に定住する意思がある者である。
<input type="checkbox"/>	県外から改修予定の空き家に住民票を移して1年以内の者であって、改修予定の空き家の所有者と売買又は賃貸借契約を締結し、10年以上和歌山県に定住する意思がある者である。
<input type="checkbox"/>	県外から県内に住民票を移して2年以内の者であって、改修予定の空き家の所有者と売買又は賃貸借契約を締結し、10年以上和歌山県に定住する意思がある者である。

○補助対象空き家

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	空き家の所在地は、補助対象地域の要件を満たしている。 ①過疎地域に該当する市町村の区域 ②市町村職員等によるワンストップ移住相談員を配置 ③受入協議会を設置
<input type="checkbox"/>	わかやま住まいポータルサイトに登録された空き家である。
<input type="checkbox"/>	売買又は賃貸借契約締結前に既存住宅状況調査を受けた空き家である。
<input type="checkbox"/>	築20年以上経過している。
<input type="checkbox"/>	土砂災害特別警戒区域に所在するものではない。
<input type="checkbox"/>	共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買又は賃貸借するものではない。
<input type="checkbox"/>	空き家は、これまでに空き家改修補助金を利用して改修した物件ではない。 （ただし、補助金を交付した年度の翌年度を1年目とし、11年目の4月1日以降に、所有者が別の移住者のために改修する場合及び別の移住者が改修する場合は補助対象）

4. 補助要件チェックリスト

○契約

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	県内事業者が仲介した売買又は賃貸借契約である。
<input type="checkbox"/>	3親等内の親族にあるものとの売買又は賃貸借契約ではない。
<input type="checkbox"/>	法人又は個人事業主と売買又は賃貸借契約を締結する場合ではない。

○改修

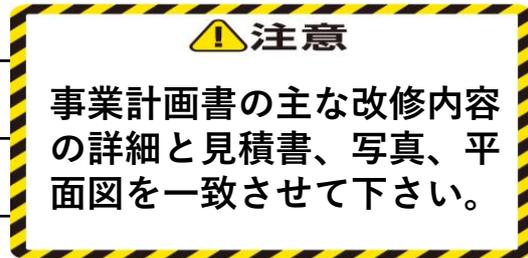
チェック	要件
<input type="checkbox"/>	県内事業者に委託している。

5. 申請書類（記載例）及び添付書類

※空き家改修事業、空き家片付け事業を合わせて活用する場合、重複する書類の提出は不要です

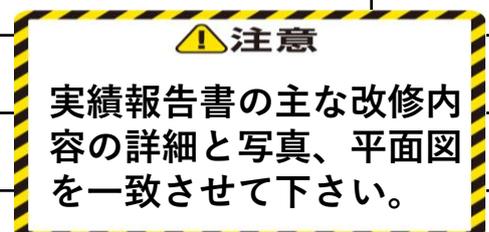
【交付申請時】

チェック	添付書類	記載例
<input type="checkbox"/>	事業計画書及び収支予算書（別記第1号様式）	p.8～
<input type="checkbox"/>	居住予定者の住民票の写し又は居住証明書（別記第2号様式）	—
<input type="checkbox"/>	見積書の写し	p.11～
<input type="checkbox"/>	現況等がわかる写真	p.13
<input type="checkbox"/>	改修部位等を明記した平面図の写し	p.14
<input type="checkbox"/>	売買又は賃貸借契約書の写し	—
<input type="checkbox"/>	登記の全部事項証明書の写し（売買契約の場合のみ）	—
<input type="checkbox"/>	対象空き家の築年数が分かるもの（賃貸借契約の場合のみ）	—
<input type="checkbox"/>	既存住宅状況調査報告書の写し	—
<input type="checkbox"/>	同意書（賃貸借契約の場合）（別記第3号様式）	p.10
<input type="checkbox"/>	補助金振込先の口座情報等が分かるもの（通帳の写し等）	—
<input type="checkbox"/>	2部提出（※1部県、1部市町村用）	—



【実績報告時】

チェック	添付書類	記載例
<input type="checkbox"/>	事業実績報告書（別記第4号様式）	p.16～
<input type="checkbox"/>	居住者の住民票の写し又は居住証明書（p.1(4)対象者に記載の移住者イに該当する場合は不要）（別記第2号様式）	—
<input type="checkbox"/>	改修内容がわかる写真	p.18
<input type="checkbox"/>	改修部位等を明記した平面図の写し	—
<input type="checkbox"/>	登記の全部事項証明書の写し（売買契約の場合のみ。ただし、交付申請時に提出した登記の全部事項証明書の写しで所有権の移転が確認できる場合は省略可）	—
<input type="checkbox"/>	領収書の写し	—
<input type="checkbox"/>	2部提出（※1部県、1部市町村用）	—



(記載例) 交付申請 1

様式第 1 号

移住推進空き家活用事業補助金交付申請書

令和 6 年 1 0 月 1 0 日

和歌山県知事 様

申請者 住所 東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇
電話 03-〇〇〇-〇〇〇〇〇
氏名 和歌山 花子

令和 6 年度において、移住推進空き家活用事業を実施したいので、補助金等 1,000,000 円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて、下記 2 つについて誓約及び同意のうえ申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 5 条の 2 に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第 10 条第 2 項の規定に違反した場合には、同規則第 17 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 申請事業種別及び事業計画等

(1) 対象事業（対象事業にチェックを入れること、どちらも合わせて申請することも可能）

空き家改修事業 / 空き家片付け事業

(2) 事業対象住宅の確認について

① 住宅所在地（番地まで記載）	〒〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山県〇〇市△△□□
② 住宅を活用する期間	事業完了後 10 年間
チェック	
<input checked="" type="checkbox"/>	わかやま住まいポータルサイトに登録された住宅で、対象地域に所在する
<input checked="" type="checkbox"/>	築 20 年経過している（建築した年度の翌年度を 1 年目とし、20 年目の 4 月 1 日以降）
<input checked="" type="checkbox"/>	土砂災害特別警戒区域に所在しない
<input checked="" type="checkbox"/>	共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するものでない

(3) 事業計画等

別記第 1 号様式のとおり。

2 誓約及び同意事項

(1) 移住推進空き家活用事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に記載の交付の条件等の全てに同意します。

(2) 暴力団の排除に関して、次の①及び②について誓約及び同意します。

① 要綱第 9 の 1 に規定する要件に該当しないこと。

② 知事が必要と認める場合、補助金交付申請書兼実績報告書に記載の個人情報を、和歌山県が県警察本部へ照会すること。

(3) 要綱に基づく提出書類の記載事項に虚偽があった場合は、補助金を一括返還することに同意します。

3 補助金振込先

金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
口座番号	123456	普通・当座	普通
口座名義人（カナ）	ワカヤマ ハナコ		

注) 「振込先」の「口座名義人」は、申請者と同一であること。

(記載例) 交付申請 2



① 主な改修内容の詳細は見積書、写真、平面図と一致させてください。
補助対象となる改修内容は4ページの「3 補助対象となる改修範囲」を参照してください。



② 改修と片付けを併せて申請することができます。

町記第1号様式（第7、第10関係）

事業計画書及び収支予算書（変更事業計画書及び変更収支予算書）

1 事業計画について

空き家 改修事業	改修の主な内容		和室、浴室、脱衣所、台所、トイレ、廊下 電気設備工事、給排水設備工事	①
	事業者	事業者名	紀州ワカヤマ工務店	
		住所又は所在地	和歌山県〇〇市△△□□	
		電話番号	073〇-〇〇-〇〇〇〇	
空き家 片付け事業	片付けの主な内容			②
	事業者	事業者名		
		住所又は所在地		
		電話番号		

2 補助事業の内訳（収支予算書）

※他の類似する補助金等による収入がある場合には、その額を補助対象経費（消費税相当額を含む。）から控除すること。

(1) 内訳

空き家 改修事業	①補助対象経費 (消費税含む)	②=①×1/2	③交付申請額 (上限100万円、千円未満切捨)
	2,300,000 円	1,150,000 円	1,000,000 円
空き家 片付け事業	④補助対象経費 (消費税含む)	⑤=④×10/10	⑥交付申請額 (上限8万円、千円未満切捨)
	円	円	円

(2) 合計

⑦補助対象経費（①+④）	2,300,000 円
⑧補助金額（③+⑥）	1,000,000 円
⑨自己資金等（⑦-⑧）	1,300,000 円

3 添付書類

(※1：空き家改修事業の場合のみ)

- 居住予定者の住民票の写し又は居住証明書
- 見積書の写し
- 写真（現況等がわかる写真）

※1 平面図（改修部位を明記したもの）の写し

※1 売買又は賃貸借契約書の写し

- 登記の全部事項証明書の写し（売買契約の場合のみ）
- 対象空き家の築年数が分かるもの（賃貸借契約の場合のみ）

（重要事項証明書、建築確認書類、登記事項証明書の写し等）

※1 既存住宅状況調査報告書の写し（表紙及び結果の概要のみで可）

- 同意書（移住者が申請者かつ賃貸借契約する場合に限り提出すること）

(記載例) 交付申請 3



賃貸契約した場合に提出してください。

別記第3号様式 (第7関係)

同意書

令和6年10月10日

和歌山県知事 様

(所有者)

住所	〒640-0000 和歌山県〇〇市◇◇△△-□□
ふりがな	キシユウ タロウ
氏名	紀州 太郎
電話	073-000-△△△△

私は、賃借人が申請する移住推進空き家活用事業により、私が所有する物件の改修・片付けを行うことに同意します。

(賃借人)

住所	〒135-0000 東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇
ふりがな	わかやま はなこ
氏名	和歌山 花子
電話	03-000-0000

様式に気を付ける添付書類 ①見積書

 ①交付申請者と一致させてください。

 ②諸経費についても内容がわかるように記載してください。

見 積 書		
令和 5 年 9 月 10 日		
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">和歌山 花子 様</div> ①		
下記の通り御見積り致しました。御下命の程お願い申し上げます。		
見積金額 ￥ 1,400,000 円		
1 工事名	和歌山様邸改修工事	
2 工事場所	和歌山県〇〇市△△□□-□□	
3 支払条件		
4 工期	年 月 日	日間
5 本書有効期限	年 月 日	
	〒6〇〇-〇〇〇〇 和歌山県〇〇市◇◇□□-□□ 株式会社 紀州ワカヤマ工務店 代表取締役 紀州 太郎 電話 073〇-〇〇-〇〇〇〇	

	名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	和歌山様邸改修工事						
1	和室6帖	畳入替、壁クロス	1	式		186,080	
2	浴室、脱衣室	物入を解体し脱衣室を作る	1	式		358,640	
3	台所	流し台取替、建具取替	1	式		143,600	
4	トイレ	床CFシート貼替	1	式		28,000	
5	廊下	新たに天井を作る	1	式		56,800	
6	電気設備工事	電気増設工事他	1	式		195,500	
7	給排水設備工事	給湯器、シャワー、カラン	1	式		326,700	
	片付清掃費及び養生費		1	式		54,680	②
	発生材処分費		1	式		50,000	
	計					1,400,000	
	消費税					140,000	
	値引き					-140,000	
	合計					1,400,000	

様式に気を付ける添付書類 ①見積書



③見積内容が写真と平面図の何番に該当するか記載してください。

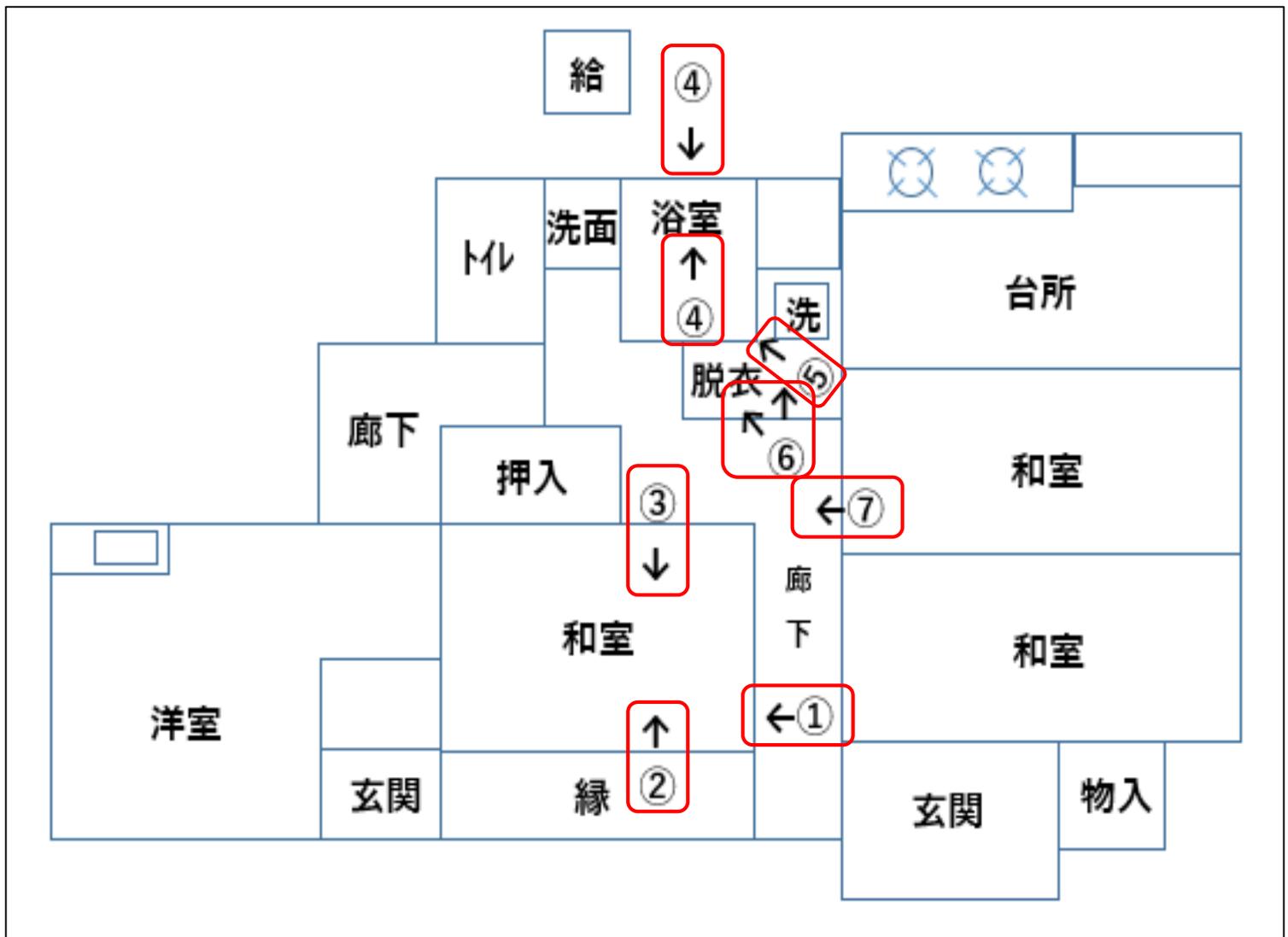
	名称	仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1	和室6帖 ①②③	③					
	<撤去工>						
	床畳撤去		6	枚	1,000	6,000	
	<木工>						
	床下地組	根太@303 下地補強共	11.6	m2	3,000	34,800	
	<内装工>						
	床畳新設		6	枚	9,800	58,800	
	壁仕上げ	ベニヤ t5.5+クロス貼り	17.1	m2	3,800	64,980	
	壁見切り縁		1	式		21,500	
	1-計					186,080	

	名称	仕様	数量	単位	単価	金額	備考
2	浴室、脱衣室 ④⑤⑥⑦						
	<撤去工>						
	内装解体撤去	物入、浴室引き戸、窓解体撤去	1	式		38,000	
	<木工>						
	壁下地組	間柱+ラス板	9.2	m2	4,500	41,400	
	建具枠取付		2	箇所	14,500	29,000	
	<内装工>						
	床仕上げ	ベニヤ t5.5+CFシート貼り	2.85	m2	6,800	19,380	
	壁仕上げ	PB12.5+クロス貼り	9.2	m2	3,300	30,360	
	浴室建具部分	コンパネ+バスリブ張り	1.9	m2	9,000	17,100	
	網縁	既製品	1	箇所		16,000	
	<建具工>						
	浴室 引違い窓サッシ	アルミサッシ 面格子付き	1	箇所		76,700	
	出入口折戸	アルミサッシ	1	箇所		52,700	
	脱衣室 片開き戸	木製建具	1	箇所		38,000	
	2-計					358,640	

様式に気を付ける添付書類 ③平面図



改修箇所に番号を記載し、見積書と写真の何番に該当するか記載してください。



(記載例) 変更交付申請



次に該当する場合に提出してください。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をしようとする場合
- (2) 補助事業に要する経費の20%を超える減額をしようとする場合
- (3) 補助事業を廃止する場合

※交付決定後の増額は認められません



上記(1)(2)の場合は、変更後の事業計画書及び収支予算書（別記第1号様式）、見積書、写真、平面図を添付してください。

様式第3号様式（第10関係）

変更承認申請書

令和6年12月1日

和歌山県知事 様

申請者

住所	〒135-0000 東京都〇〇区〇〇〇〇〇
ふりがな	わかやま はなこ
氏名	和歌山 花子
電話	03-000-0000

令和6年11月10日付けで交付決定を受けた移住推進空き家活用事業補助金について、下記理由により補助事業の内容の変更をしたいので、移住推進空き家活用事業補助金交付要綱第9の規定により届け出ます。

記

変更承認申請理由

トイレの改修を中止したため、補助対象経費を下記のとおり変更する。詳細は別添見積書参照。

記

当初補助対象経費 1,400,000 円

↓

変更後補助対象経費 920,080 円

(記載例) 実績報告 1



補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日（同日が休日に当た
る場合は、同日直後の平日の日）までに必ず提出してください。

様式第2号

移住推進空き家活用事業補助金実績報告書

令和7年1月12日

和歌山県知事 様

申請者 住所 和歌山県〇〇市△△□□
電話 073-〇〇-□□□□
氏名 和歌山 花子

令和6年11月10日付け地振第500号で交付決定のあった移住推進空き家活用事業について、和歌山県補助金等交付規則第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

1 申請事業種別及び事業実績等

(1) 対象事業（対象事業にチェックを入れること、どちらも合わせて報告することも可能）

空き家改修事業 / 空き家片付け事業

(2) 事業対象住宅

① 住宅所在地（番地まで記載）	和歌山県〇〇市△△□□
② 居住者氏名	和歌山 花子
③ 居住開始した年月日	令和7年1月11日

(3) 事業実績等

別記第5号様式のとおり。

2 補助金振込先（申請時から変更があった場合のみ記載すること。）

金融機関名	〇〇信用金庫	支店名	△△支店
口座番号	789-123	普通・当座	普通
口座名義人（カナ）	ワカヤマ ハナコ		

注）「振込先」の「口座名義人」は、申請者と同一であること。

(記載例) 実績報告 2



① 主な改修内容の詳細は写真、平面図と一致させてください。



② 改修と片付けを併せて実績報告することが可能です。

別記第4号様式（第11関係）

事業実績報告書

1 事業実績について

空き家 改修事業	改修の主な内容		和室、浴室、脱衣所、台所、トイレ、廊下 電気設備工事、給排水設備工事	①
	事業者	事業者名	紀州ワカヤマ工務店	
		住所又は所在地	和歌山県〇〇市△△□□	
		電話番号	073〇-〇〇-〇〇〇〇	
空き家 片付け事業	片付けの主な内容			②
	事業者	事業者名		
		住所又は所在地		
		電話番号		

2 補助事業の内訳（収支決算書）

※他の類似する補助金等による収入がある場合には、その額を補助対象経費（消費税相当額を含む。）から控除すること。

(1) 内訳

空き家 改修事業	①補助対象経費 (消費税含む)	②=①×1/2	③交付申請額 (上限100万円、千円未満切捨)
	2,300,000円	1,150,000円	1,000,000円
空き家 片付け事業	④補助対象経費 (消費税含む)	⑤=④×10/10	⑥交付申請額 (上限8万円、千円未満切捨)
	円	円	円

(2) 合計

⑦補助対象経費（①+④）	2,300,000円
⑧補助金額（③+⑥）	1,000,000円
⑨自己資金等（⑦-⑧）	1,300,000円

3 添付書類

（※1：空き家改修事業の場合のみ、※2：空き家片付け事業の場合のみ）

居住者の住民票の写し又は居住証明書
(第2の(2)イに該当する場合は不要)

写真

※1 平面図の写し

①

登記の全部事項証明書の写し（売買契約の場合のみ）

ただし、申請時に提出した登記の全部事項証明書の写しで所有権の移転が確認できる場合は省略可。

※2 売買又は賃貸借契約書の写し

様式で気を付ける添付書類 ④改修後の写真

 ①平面図の何番に該当するか記載してください。

 改修した全ての箇所を添付してください。



①和室 ①

壁修繕



②和室

畳入り替え
壁修繕



③和室

畳入り替え
壁修繕



⑤浴室



⑥脱衣室



⑦脱衣室



④浴室



④浴室



⑤浴室



⑥脱衣室



⑥脱衣室



⑥脱衣室

(記載例) 請求



県から額の確定通知書を受け取ったら早急に提出してください。

様式第4号

移住推進空き家活用事業補助金交付請求書

金 1,000,000 円也

令和7年2月9日付け地振第500号で額の確定のあった移住推進空き家活用事業について、和歌山県補助金等交付規則第16条の規定により上記のとおり請求します。

令和7年2月12日

和歌山県知事 様

請求者 住所 和歌山県〇〇市△△□□
電話 073-〇〇-□□□□
氏名 和歌山 花子

(例) 額の確定通知書

地振第500号
令和7年2月9日

和歌山 花子 様

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○

令和6年度移住推進空き家活用事業補助金の額の確定について (通知)

令和7年1月12日付けで実績報告のあった標記について、和歌山県補助金等交付規則第14条の規定により、補助金の額を金1,000,000円に確定したので通知します。

6. Q & A ①

No	区分	質問	回答
1	対象物件	県空き家バンクに登録された物件以外は対象外か。	わかやま住まいポータルサイトに登録された物件が対象となります。 わかやま住まいポータルサイトには、県内の自治体が運営する空き家バンク物件に加えて、住宅協力員（宅建業者）の民間物件も掲載されています。
2	対象者	空き家の売買・賃貸契約してから2年後に移住（住民票の移動を伴うもの）する場合、補助対象となるか。	対象となります。 ただし、空き家改修補助金の場合には、契約の前に既存住宅状況調査を受けていること（令和4年3月31日以前に移住推進空き家の売買又は賃貸借契約を締結した場合を除く）が必要です。
3	対象者	要綱第2（2）の「移住者」について、「ウ 移住後2年以内の者で、実績報告時に対象空き家に住民票を移している者」とはどういう場合があるか。	移住（住民票の移動を伴うもの）後「2年以内」の期間、市町村が運営する短期滞在住宅や民間の賃貸住宅に住みながら、新たに居住する空き家を探している方です。 また、「2年」とは、例えば令和6年4月1日が住民票移動日であれば令和6年4月2日から令和8年4月1日までを「2年」として移動日当日は算入しません。
4	対象者	要綱第2（2）の「移住者」について、「イ 移住後にあつては、第6に規定する交付申請書等の提出時に対象空き家に住民票を移してから1年以内の者」とはどういう場合があるか。	改修予定の空き家に移住（住民票の移動を伴うもの）して「1年以内」の方です。 また、「1年」とは、例えば令和6年4月1日が住民票移動日であれば、令和6年4月2日から令和7年4月1日までを「1年」として移動日当日は算入しません。
5	対象者	県外移住者が補助金の対象地域外のA市に仮住まいを設け、2年以内に対象地域であるB市へ移住する際、補助の対象となるか。	対象となります。 「移住後2年以内の者で実績報告時に対象空き家に移住している者」も補助の対象となっています。
6	対象者	県外の方が補助金の申請後、補助事業終了前に対象空き家に移住（住民票の移動を伴うもの）してもよいか。（こどもの保育園入園のために、住民票を急いで移す場合など）	構いません。 改修予定の空き家に住民票を移して「1年以内」の者も申請の対象となっています。
7	対象者	県外から戻ってくる息子に賃貸借したい。補助金の対象となるか。	対象外です。 補助対象者は、「3親等内の親族にある者（中略）と売買又は賃貸借契約を締結する者は除く。」としています。
8	対象者	自治会等の任意団体や会社等の法人所有の物件も適用対象となるか。	対象外です。 任意団体は不動産の所有（登記）はできません。 また、不動産の所有（登記）が可能な認可地縁団体（市町村の許可を受けた自治会等）については要綱第5「補助対象」に定める「（中略）法人と売買又は賃貸借契約を締結する者は除く。」の法人にあたるものとします。
9	対象事業	必要書類を市町村を通じて県に提出すれば、いつから工事に着手できるか。	申請書を提出して、県からの交付決定を得てから着工してください。交付決定前に着工した場合、補助対象となりません。申請書に不備がなくても、交付決定まで県に書類到達後2週間程度かかります。
10	対象事業	県外からの1ターン者を対象とした寮として集合住宅を改修する。補助金の対象となるか。	対象外です。 補助対象住宅は、「共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するものでないこと」としています。
11	対象事業	補助金を活用した物件から移住者が転出し、同物件に別の移住者が転入する場合、再度、同一物件に補助金を活用することは可能か。	原則として不可。 ただし、補助金を交付した年度の翌年度を1年目とし、11年目の4月1日以降に、所有者が別の移住者のために改修する場合及び別の移住者が改修する場合、補助金を活用することは可能です。
12	対象事業	所有者Aの所有する「物件イ」について、移住者Bに補助金を交付。翌年度、Aの所有する「物件ロ」について移住者Cより補助金の活用申し出があった。所有者Aの複数物件について補助金を活用することは可能か。	可能です。 要綱別表1補助事業で規定しているのは1物件あたり可能な申請回数であり、移住者が申請するに際し同一所有者であることで活用を妨げることはありません。
13	要綱解釈	10年間の住宅活用要件があるが、10年未満で利用を中止した（引っ越し等を行った）場合は、補助金を返還しなければならないのか。	原則として返還の対象となります。事前にご相談ください。

6. Q & A ②

No	区分	質 問	回 答
14	要綱解釈	移住は何を持って判断するか。	県外から県内への住民票の移動によって判断します。 「『移住』とは、10年以上定住する意思をもって、生活の拠点を県外から県内の市町村に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める転入手続を行い、住民票が当該市町村に置かれている状態にあることをいう。」と規定しています。
15	要綱解釈	想定していたより費用がかかった。補助上限額未済のため、増額の変更申請してもよいか。	補助額の増額の変更申請はできません。 交付申請書提出後の補助金額の増額変更は、認められません。
16	要綱解釈	申請書には挙げなかった申請時と別の内容を実施する必要が出てきた。交付決定の範囲内であれば申請時と別の内容を行ってもいいか。	内容により補助対象外となりますので、事前にご相談ください。 以下に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。 ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をしようとする場合 イ 補助事業に要する経費の20%を超える減額をしようとする場合 改修内容を変更することにより、「補助目的から外れていないか」を確認するために、変更交付申請書で判断します。
17	既存住宅状況調査	売買契約を締結したが既存住宅状況調査を実施していなかった。今から既存住宅状況調査を実施すれば対象となるか。	対象外となります。 ただし、令和4年3月31日以前に対象空き家の売買又は賃貸借契約を締結した場合は除きます。
18	住宅協力員・県内事業者の仲介	空き家の売買・賃貸契約を行った際の仲介者が、住宅協力員ではなかった。この場合、補助の対象外か。	対象となります。 「対象空き家の売買又は賃貸借契約の締結は、県内事業者が仲介に入ること。ただし、無償譲渡・無償賃貸の場合を除く」と規定しています。
19	登記事項証明書	登記事項証明書は売買契約前にとっていたが、売買契約前にとった登記事項証明書を添付して交付申請してよいか。	良いです。ただし、実績報告時に売買契約後の所有権移転登記を終えた登記事項証明書の写しを提出してください。
20	対象事業	県外からの移住者に対し、空き家の所有者が住宅を無償譲渡（贈与）し、所有権の移転を受けた移住者が住宅を改修した場合、補助対象となるか。この場合、所有者と移住者は親族関係ではない。	対象となります。 「売買又は賃貸借契約書の写し」にあたるものとし、無償譲渡契約書の写しを添付して下さい。
21	対象事業	空き家所有者から、物件が非常に古いものであるため無償で貸借としたいとの申出があった。「賃貸借契約」でなく「使用貸借契約」となるが補助対象となるか。	対象となります。 「売買又は賃貸借契約書の写し」にあたるものとし、使用貸借契約書の写しを添付して下さい。
22	対象事業	どのような改修が補助の対象になるのか。	移住者が居住を目的として、生活するために必要な機能の一般的な改修・リフォームです。詳しくは、要領別紙「補助対象工事の例」を参考にしてください。
23	対象事業	雨水排水用の集水桝について、桝の蓋が割れているため、改修したい。当該桝の蓋は、空き家改修補助金の対象となるか。	雨水排水用の集水桝の改修については、「居住を目的とした住宅」でなく、「居住を目的とした住宅」の周りの外構工事であるため、対象外です。
24	対象事業	シロアリ駆除・予防は対象となるか。	シロアリの駆除剤・防腐剤の散布は対象外となります。
25	対象事業	住居周りの擁壁について、空き家改修補助金の対象となるか。	擁壁の補修工事については、「居住を目的とした住宅」でなく、「居住を目的とした住宅」の周りの外構工事であるため、対象外。
26	対象事業	自ら空き家を改修（DIY）し、材料費等に要した経費を空き家改修補助対象となりうるか。	対象外です。 空き家改修は、県内事業者へ委託してください。自分で空き家を改修する行為は補助の対象となりません。